

大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
共同施設整備費補助金交付要綱

制 定 平成15年 9月11日  
最近改正 平成28年 4月26日

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市HOPEゾーン事業まちなみ環境整備要綱（以下「HOPE整備要綱」という。）第7条及び大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ環境整備要綱（以下「マイルド整備要綱」という。）第7条の規定に基づき、住民等のまちなみ形成のための活動を支援するため、地域の景観形成に資するものとして供用される共同施設の整備を行う者に対して、その費用の一部を本市が補助することにより、地域の特徴を活かした魅力的なまちなみ環境整備の推進を図るため、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業共同施設整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることにより、補助金の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。その他の用語の意義はHOPE整備要綱及びマイルド整備要綱の例による。

- (1) 対象区域 別表1に定める区域をいう。
- (2) 共同施設 通路、広場、集会所（展示コーナーを含む。）及び案内板（碑）をいう。
- (3) 補助事業 この要綱に基づき対象区域において、次の各号に掲げるすべての事項に該当する共同施設の整備を実施する事業をいう。
  - ア 各地区のまちなみガイドラインに準拠し、周辺環境にふさわしい仕様や外観とすること
  - イ 広く一般公衆から見える部分の整備で、かつ、一般の利用に供されるものであること
  - ウ 専ら営利を目的に利用されるものでないこと
- (4) 補助事業者 補助事業を行う者で、整備を実施する施設の土地及び建築物の所有者又はそれぞれの所有者から整備の実施について承諾を得た者をいう。

(補助事業者の責務)

第3条 補助事業者は、規則第10条に定めるもののほか、次号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業者は、この要綱に基づく補助を受けて整備した共同施設（以下「補助整備共同施設」という。）について、第18条第1項に定める処分制限期間中は適切に維持管理しなければならない。なお、当該期間経過後は、適切に維持管理するよう努めなければならない。
- 2 前項の規定は、補助整備共同施設に第18条第1項第3号又は第4号の処分を行う場合において、同条第3項ただし書に該当するときは、当該第三者にこれを承継する。

(補助の対象及び補助率)

第4条 補助の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、別表2に定める共同施設の種別ごとに定める内容を満たす費用とし、補助事業者が仕入税額控除の対象となる事業主体である場合の消費税相当額及び他の補助事業で補助対象となる費用は除く。ただし、別表2で定める

補助対象費用のうち設計費については、整備に要する費用に別表3に定める設計料率を乗じて得た額を限度とする。

- 2 補助金の額は、予算の範囲内において、前項に定める費用の3分の2に相当する額（1,000円未満の端数を切り捨て）とし、別表4に共同施設の種別ごとに定める額を限度とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式1）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、事業開始の30日前までに、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 委任状（手続きを委任する場合）
- (3) 付近見取図
- (4) 現況写真
- (5) 設計図書（配置図、共同施設整備を行う部分を含む平面図・立面図・断面図等）
- (6) 公図（写）
- (7) 登記事項証明書（補助事業を行う土地及び建築物）
- (8) 承諾書（補助事業を行う土地及び建築物の所有者の承諾が必要な場合）
- (9) 印鑑登録証明書（補助事業者及び前号の承諾を行う者）
- (10) 事業費見積書（写）
- (11) 確認済証（写）（建築確認申請の必要な工事の場合）
- (12) 納税状況を確認できる書類（納税証明書又は所得証明書）
- (13) 上記資料を補完できる説明資料（上記資料を提出できない場合）

- 3 市長は、前項の規定にかかわらず、補助金交付申請書の提出を受けるとき若しくは現地調査等のときに、運転免許証や旅券、官公署が発行した写真付きの証明書等により、補助事業者や土地及び建築物の所有者が本人であると確認できる場合又は土地及び建築物の所有者が国若しくは地方公共団体である場合は、前項第9号に定める印鑑登録証明書の添付を省略させることができる。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付決定を行い、その旨を補助金交付決定通知書（別記様式2）により必要な条件を付して当該補助事業者へに通知するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、当該補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定するにあたって、必要な指導助言等を行うことができる。
- 4 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めた場合又は次条に基づき交付決定を行わない場合は、補助金を交付しない旨の決定を行い、その旨を補助金不交付決定通知書（別記様式2-2）により理由を付して当該補助事業者へに通知するものとする。
- 5 市長は、第1項及び前項に定める補助事業者への通知を、前条の補助金交付申請書が到達

してから30日以内に行うものとする。ただし、期間内に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、期間を延長することができる。

(補助金の交付の除外要件)

第6条の2 市長は、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合
- (4) 本市に住所を有することにより課税される市民税又は法人市民税並びに補助申請建物の固定資産税及び都市計画税を滞納している場合

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、第6条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定日から30日以内に補助金交付申請取下げ書（別記様式2-3）に次に掲げる書類を添えて申請の取下げをすることができる。

- (1) 補助金交付申請書(写)
  - (2) 補助金交付決定通知書(写)
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(着手届)

第8条 補助事業者は、第6条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた後、補助事業に着手し、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 前項に規定する補助事業着手の届出は、事業着手届（別記様式3）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。
- (1) 設計・工事契約書（写）
  - (2) 工事工程表

(補助金の交付変更等申請)

第9条 補助事業者は、第6条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当する事由が生じるときは、あらかじめその旨を市長に申請し、補助金交付の変更の決定を受けなければならない。

- (1) 補助事業の全部を中止し、又は廃止しようとする場合
  - (2) 補助金の交付決定を受けた額を変更しようとする場合
  - (3) その他申請内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
- 2 前項第3号の軽微な変更とは、補助事業の目的に変更のないもので、かつ、補助対象工事を行う部位の寸法、配置、構造、材料又は意匠等の大幅な変更を行わないものをいう。
- 3 補助事業者は第1項に規定する補助金の交付決定の変更又は廃止の申請をするときは、補助金交付変更等申請書（別記様式4）に変更前と変更後の違いを明示した書類を添えて、市長に

提出しなければならない。

(補助金の交付変更等決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、相当と認めた場合は、補助金の交付変更又は廃止の決定を行い、その旨を補助金交付決定変更等通知書（別記様式5）により当該補助事業者へに通知するものとする。

- 2 市長は、前項に定める補助事業者への通知を、前条第3項の補助金交付変更等申請書が到達してから30日以内に行うものとする。ただし、期間内に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、期間を延長することができる。
- 3 第7条及び第9条の規定は、第1項の規定による補助金の交付について準用する。

(立入検査等)

第11条 市長は、補助金の適正な執行を確保するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(遂行指示)

第12条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、その補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう指示することができる。

(決定の取消等)

第13条 市長は、補助事業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき
  - (2) 補助事業に関して補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令等若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき
  - (3) 第6条の2各号のいずれかに該当すると判明したとき
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
  - 3 市長は、補助金の交付の決定後、特別の事情が生じたときは、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
  - 4 前3項の規定により補助金の交付決定等の取消し又は変更をしたときは、その旨を補助金交付決定取消等通知書（別記様式6）により理由を付して当該補助事業者へに通知するものとする。
  - 5 第3項の規定による変更は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
    - (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
    - (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
  - 6 市長は、補助金の交付決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限

り、補助金を交付することができる。

- (1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する費用
- (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する費用

7 第4条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その成果を速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項に規定する補助事業の完了の報告は、完了実績報告書（別記様式7）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 設計・工事契約の領収書等(写)
- (2) 工事記録写真
- (3) 工事完成写真
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する検査済証（写）

（補助事業が建築確認を受けた工事の場合）

- (5) 設計図書の変更内容が確認できる資料  
（第9条第2項に規定する軽微な変更を行った場合）

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の報告を受けた場合は、当該報告の内容を審査すると共に、現地の調査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか審査し、適当と認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金の額の確定通知書（別記様式8）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項に定める補助事業者への通知を、前条の完了実績報告書が到達してから30日以内に行うものとする。ただし、市長は期間内に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、期間を延長することができる。

(是正のための措置)

第16条 市長は、第14条の報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるために必要な措置をとるよう当該補助事業者に指示することができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の請求及び交付)

第17条 第15条に規定する通知を受けた補助事業者は、すみやかに補助金交付の請求を請求書（別記様式9）により市長に行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助整備共同施設を市長の承認を受けないで、次の各号に掲げる処分をしてはならない。ただし、その交付した補助金の全部に相当する金額をあらかじめ本市に納付

した場合並びに当該財産が補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）に基づき国土交通省が別に定める期間、若しくは減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める期間（以下「処分制限期間」という。）のいずれかを経過した場合は、この限りでない。

- (1) 取壊
  - (2) 廃棄
  - (3) 譲渡
  - (4) 交換
  - (5) 補助金交付の目的に反する使用
  - (6) 貸付
  - (7) 担保に供すること
- 2 補助事業者は、処分制限期間内に補助整備共同施設を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式10）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、補助整備共同施設について前項の規定により承認を受けて処分を行う場合、別表5に定める額を本市に納付しなければならない。ただし、当該財産の処分が本事業目的に反しない場合はこの限りでない。

#### （補助金の返還）

第19条 市長は、第13条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をするよう補助事業者に求めるものとする。

#### （加算金及び延滞金）

第20条 補助事業者が前条の規定により補助金の返還を命じられた場合において、当該返還に伴う加算金及び延滞金の算定に関しては、規則の定めるところによる。

#### （関係書類の整備）

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、第15条による補助金の額の確定の通知を受けた日から処分制限期間を経過するまで保存しなければならない。

#### （施行の細目）

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成15年 9月11日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年 4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 3月 29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 1月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年12月11日から施行する。

2 大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業共同施設整備費補助金交付事務取扱要領は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月26日から施行する。

○別表 1 (対象区域：第 2 条関係)

HOPEゾーン事業実施区域		
区域名称	面積	位置
天満地区	47.3ha	北区 天神橋1丁目、2丁目1～5番 南森町1丁目 天神西町 菅原町 西天満1丁目1番、3番の一部 東天満1丁目 天満2～4丁目
田辺地区	50.2ha	東住吉区 北田辺5,6丁目 田辺1,3丁目 山坂1,2丁目
船場地区	126.3ha	中央区 北浜1～4丁目 今橋1～4丁目 高麗橋1～4丁目 伏見町1～4丁目 道修町1～4丁目 平野町1～4丁目 淡路町1～4丁目 瓦町1～4丁目 備後町1～4丁目 安土町1～3丁目 本町1～4丁目 南本町1～4丁目

○別表 2 (補助対象：第 4 条関係)

共同施設の種別	補助対象	内 容 (全ての項目を満たすこと)
通路	設計費 (工事監理費を含む。) 整備費 (整地、側溝の設置、舗装、防災施設、植栽及び附帯施設の工事に要する費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の人が通行する通路であること。</li> <li>・まちなみガイドラインに沿った魅力的な複数の建物が面している通路であること、又は参道や旧街道など、地域のまちなみ形成の重要なポイントとなる通路であること。</li> </ul>
広場	設計費 (工事監理費を含む。) 整備費 (整地、造成、側溝の設置、舗装、防災施設、遊具等の設置、植栽及び附帯施設の工事に要する費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の人が集まることのできる空間であること。</li> <li>・下記に定める「集会所」「案内板 (碑)」とともに一体的に整備されるものであること。</li> </ul>
集会所 (展示コーナーを含む。)	設計費 (工事監理費を含む。) 内装費 (下地部分を含む。) 展示等に必要の什器に要する費用 (建物と一体に造作されるものに限る。) 附帯設備の工事に要する費用 (集会所の用に供するものに限る。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市HOPEゾーン事業まちなみ環境整備要綱第 2 条第 4 号で規定する協議会の地域魅力づくり活動の拠点、又は下記に規定する「案内板 (碑)」の内容を満たす展示コーナー及び市民等が交流できるスペースを有する施設であること。</li> <li>・補助金によって整備を行う部分について、維持管理費用の負担方法、展示内容や公開時間など、管理運営に関する事項についてあらかじめ定めること。</li> </ul>
案内板 (碑)	設計費 (工事監理費を含む。) 案内板 (碑) の設置工事に要する費用 (案内板 (碑) 製作、設置、整地、附帯施設の工事に要する費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなみを形成する地域の歴史を顕彰するもの、又は地域資源を紹介・案内するものであること。</li> <li>・設置する場所は、まちなみ形成に資する場所であること。ただし、まちなみ散策を楽しむ効果や周遊性を高める場合はこの限りではない。</li> </ul>

※設計費については、整備に要する費用に別表 3 の設計料率を乗じて得た額を限度とする。

○別表 3 (設計料率：第 4 条関係)

整備費区分 (単位：百万円)	5	10	50	100	500
設計料率 (各種別、単位：%)	5.89	5.40	4.42	4.05	3.31

(注) 整備費区分の中間部分については、直線的補間により設計料率を求める。また、設計料率の端数は、小数点第 3 位以下を切り捨てる。



○別表 4（補助上限額：第 4 条関係）

共同施設の種別	補助上限額
通路	400 万円 かつ 7 万円/m <sup>2</sup>
広場	630 万円 かつ 7 万円/m <sup>2</sup>
集会所	780 万円
案内板（碑）	1 箇所につき 310 万円

○別表 5（財産処分時の納付額：第 18 条関係）

財産処分区分	納付額
取壊 （補助整備共同施設（施設）の使用を止め、取り壊すこと）	・補助金交付額に処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）の割合を乗じて得た額
廃棄 （補助整備共同施設（設備）の使用を止め、廃棄すること）	・補助金交付額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
譲渡 （補助整備共同施設の所有者を変更すること）	・補助金交付額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額及び譲渡により生じる収益のうちの補助金相当額
交換 （補助整備共同施設と他人の所有する他の財産とを交換すること）	・交換により生じる差益額のうち補助金相当額
補助金交付の目的に反する使用 （補助整備共同施設の所有者の変更を伴わずに、補助事業の目的に反した使用をすること）	・目的外使用により生じる収益（補助整備共同施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち補助金相当額
貸付 （補助整備共同施設の所有者の変更を伴わずに、使用者を変更すること）	・貸付により生じる収益（補助整備共同施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち補助金相当額
担保に供すること （補助整備共同施設に抵当権を設定すること）	・抵当権が実行に移される場合は、補助金交付額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額

別記

書 類	様 式
補助金交付申請書	様式 1
事業計画書	様式 1 (別紙1)
補助金交付決定通知書	様式 2
補助金不交付決定通知書	様式 2-2
補助金交付申請取下げ書	様式 2-3
事業着手届	様式 3
補助金交付変更等申請書	様式 4
補助金交付決定変更等通知書	様式 5
補助金交付決定取消等通知書	様式 6
完了実績報告書	様式 7
補助金の額の確定通知書	様式 8
請求書	様式 9
財産処分承認申請書	様式 10

(様式1)

平成 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所  
(補助事業者) ふりがな  
氏名 印  
生年月日 T・S・H 年 月 日

平成 年度大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
共同施設整備費補助制度 補助金交付申請書

共同施設整備費補助制度における補助金の交付を受けたいので、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業共同施設整備費補助金交付要綱第5条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

事業位置 (地名地番)	大阪市
事業の内容	
事業予定期間	着手 完了 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
申請区分	<input type="checkbox"/> 共同施設設計費 <input type="checkbox"/> 共同施設整備費
総事業費	金 円
補助対象事業費	金 円
交付申請額	金 円
市民税等の滞納	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

補助金交付要綱第6条の2に基づく確認事項(確認されましたら、にチェックを入れてください。)

- 暴力団の利益になるような申請ではありません。  
(注意1) 暴力団排除のため個人情報を警察に照会することがあります。  
(注意2) 暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。

〈添付書類〉

- 事業計画書(別紙1)
- 委任状(手続きを委任する場合)
- 付近見取図
- 現況写真
- 設計図書(配置図、共同施設整備を行う部分を含む平面図・立面図・断面図等)
- 公図(写)
- 登記事項証明書(補助事業を行う土地及び建築物)
- 承諾書(補助事業を行う土地及び建築物の所有者の承諾が必要な場合)
- 印鑑登録証明書(補助事業者と(8)の承諾を行う者)
- 事業費見積書(写)
- 確認済証(写)(建築確認申請の必要な工事の場合)
- 納税状況を確認できる書類(納税証明書又は所得証明書)
- 上記資料を補完できる説明資料(上記資料を提出できない場合)

様式 1 (別紙 1)

事業計画書

1. 設計者	住所	TEL ( )	
	氏名	FAX ( )	
2. 施工者	住所	TEL ( )	
	氏名	FAX ( )	
3. 事業内容			
4. 設計期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
5. 工事期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
6. 資金計画	項 目		金 額 (千円)
	支 出	共同施設設計費	
		共同施設整備費	
		その他工事費	
		その他経費 ( )	
	合 計		
	収 入	自己資金	
		共同施設補助金	
		その他 ( )	
		合 計	

本市使用欄

地区名	整理番号

様

大阪市長

平成 年度大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
共同施設整備費補助制度 補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった補助金について、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業共同施設整備費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第6条第1項に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金交付の条件

- (1) 今年度末までにこの事業を完了すること。今年度末までに完了しない場合又はこの事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
- (2) 協議会活動をはじめとした大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業に協力すること。
- (3) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）、補助金交付要綱（平成15年9月11日制定）の規定を遵守すること。

〈注意事項等〉

- ・ 本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服のある場合は、交付決定日から30日以内に、申請を取り下げることができます。（補助金交付要綱第7条関係）
- ・ 補助事業を変更又は廃止するときは、補助金交付の変更等の決定を受けてください。（補助金交付要綱第9条関係）
- ・ 補助金の適正な執行を確保するため、市長が必要と認めた場合は、立ち入り検査等を実施することがあります。（補助金交付要綱第11条関係）
- ・ 補助金を他の用途に使用してはいけません。その場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。（補助金交付要綱第13条関係）
- ・ 補助事業に係る経費を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の額の確定通知を受けた日から処分制限期間を経過するまで保存してください。（補助金交付要綱第21条関係）

整理番号	
------	--

(様式2-2)

大阪市指令都整 第 号  
平成 年 月 日

様

大阪市長

平成 年度 大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
共同施設整備費補助制度 補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった補助金について、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業共同施設整備費補助金交付要綱第6条第4項に基づき、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

補助金不交付の決定理由

整理番号	
------	--

(様式2-3)

平成 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所  
(補助事業者) 氏 名 印

平成 年度 大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
共同施設整備費補助制度 補助金交付申請取下げ書

平成 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定の通知を受けた補助金について、下記のとおり交付申請を取り下げたいので、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業共同施設整備費補助金交付要綱第7条第1項に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

取下げ理由

(添付書類)

- (1) 補助金交付申請書 (写)
- (2) 補助金交付決定通知書 (写)

(様式3)

平成 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所  
(補助事業者) 氏名 印

大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
共同施設整備費補助制度 事業着手届

大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業共同施設整備費補助金交付  
要綱第8条第2項に基づき、下記のとおり事業に着手しますので届け出ます。

記

事業位置 (地名地番)	大阪市
事業着手日	平成 年 月 日
事業完了予定日	平成 年 月 日
事業区分	<input type="checkbox"/> 共同施設設計費 <input type="checkbox"/> 共同施設整備費

〈添付書類〉

- (1)設計・工事契約書 (写)
- (2)工事工程表



(様式4)

平成 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所  
(補助事業者) 氏名 印

平成 年度大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
共同施設整備費補助制度 補助金交付変更等申請書

平成 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定の通知を受けた補助金について、下記のとおり変更等を行いたいので、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業共同施設整備費補助金交付要綱第9条第1項に基づき、申請します。

記

変更等の内容	<input type="checkbox"/> 補助事業の中止または廃止 <input type="checkbox"/> 補助金の額の変更 <input type="checkbox"/> その他 ( )
変更等の理由	
事業完了予定日	平成 年 月 日
申請区分	<input type="checkbox"/> 共同施設設計費 <input type="checkbox"/> 共同施設整備費
総事業費	円 ( 円)
補助対象事業費	円 ( 円)
交付申請額	円 ( 円)

( ) 内は変更前の額

〈添付書類〉

(1) 変更前と変更後の違いを明示した書類

(様式5)

大阪市指令都整 第 号  
平成 年 月 日

様

大阪市長

平成 年度大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
共同施設整備費補助制度 補助金交付決定変更等通知書

平成 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定を通知した補助金の額について、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業共同施設整備費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第10条第1項に基づき、審査の結果、下記のとおり変更したので通知します。

記

- 1 変更に係る補助対象事業の内容は、平成 年 月 日付けによる補助金交付変更等申請書記載のとおりとする。
- 2 変更に係る補助金の額は次のとおりとする。

交付決定額	金	円
変更交付決定額	金	円
変更増△減額	金	円

3 補助金の交付条件

- (1) 今年度末までにこの事業を完了すること。今年度末までに完了しない場合又はこの事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
- (2) 協議会活動をはじめとした大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業に協力すること。
- (3) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）、補助金交付要綱（平成15年9月11日制定）の規定を遵守すること。

〈注意事項等〉

- ・ 本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服のある場合は、交付決定日から30日以内に、申請を取り下げることができます。（補助金交付要綱第7条関係）
- ・ 補助事業を変更又は廃止するときは、補助金交付の変更等の決定を受けてください。（補助金交付要綱第9条関係）
- ・ 補助金の適正な執行を確保するため、市長が必要と認めた場合は、立ち入り検査等を実施することがあります。（補助金交付要綱第11条関係）
- ・ 補助金を他の用途に使用してはいけません。その場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。（補助金交付要綱第13条関係）
- ・ 補助事業に係る経費を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の額の確定通知を受けた日から処分制限期間を経過するまで保存してください。（補助金交付要綱第21条関係）

整理番号

(様式6)

大都整 第 号  
平成 年 月 日

様

大阪市長

平成 年度大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
共同施設整備費補助制度 補助金交付決定取消等通知書

平成 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定を通知した補助金  
について、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業共同施設整備費補  
助金交付要綱第13条第4項に基づき、下記のとおり取り消す(変更する)ので通知します。

記

1. 取消(変更)の内容

2. 取消(変更)の理由

整理番号	
------	--

(様式7)

平成 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所  
(補助事業者) 氏 名 印

平成 年度大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
共同施設整備費補助制度 完了実績報告書

平成 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定の通知を受けた補助事業が下記のとおり完了したので、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業共同施設整備費補助金交付要綱第14条第2項に基づき、報告します。

記

事業位置 (地名地番)	大阪市
事業期間	着手 完了 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
総事業費	金 円
補助金交付決定額	金 円
補助金精算額	金 円

〈添付書類〉

- (1) 設計・工事契約の領収書等(写)
- (2) 工事記録写真
- (3) 工事完成写真
- (4) 建築基準法(昭和29年法律第201号)に規定する検査済証(写) (建築確認を受けた工事の場合)

(様式8)

大都整 第 号  
平成 年 月 日

様

大阪市長

平成 年度大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
共同施設整備費補助制度 補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付けで完了実績報告のあった補助事業について、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業共同施設整備費補助金交付要綱第15条第1項に基づき、下記のとおり補助金の額が確定したので通知します。

記

事業位置 (地名地番)	大阪市
確定補助金額	金 円

※この補助金は、一時所得として、所得税および個人市・府民税の課税対象となりますので、年間（1月1日～12月31日）の補助金と他の所得金額（給与所得や公的年金所得など）の合計額が一定の基準を超える場合は、所得税の確定申告または個人市・府民税の申告が必要です。

所得税の確定申告書は所轄税務署に、個人市・府民税の申告書はお住まいの区を担当する市税事務所（個人市民税担当）に提出してください。

なお所得税の確定申告をされた場合は、個人市・府民税の申告は不要です。

整理番号	
------	--

(様式9)

請 求 書

平成 年 月 日

大阪市長 様

住 所

氏 名

印

次のとおり請求します。

金 額	円也
内 容	

※ 金額の前には必ず¥を付けてください。

債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。

債権者番号										指定口座	
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------	--

※ 指定口座は、A、B、C、D、Mよりご指定ください。

次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称		支 店 名 称	
預 金 種 別		口 座 番 号	
フリガナ 口座名義			

本市記入欄

局出納員・区会計 管理者確認印

印影等照合先 (契約番号等)		執行主管コード	支出命令番号	
請求書等 確認者認印				
業務区分	<input type="checkbox"/> 歳 出	<input type="checkbox"/> 歳 入	<input type="checkbox"/> 歳計外	<input type="checkbox"/> 基 金

(様式10)

平成 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所  
(補助事業者) 氏 名 印

大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業  
共同施設整備費補助制度 財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号にて補助金の交付決定の通知を受けた補助事業により整備した共同施設を下記のとおり処分したいので、大阪市HOPEゾーン事業・大阪市マイルドHOPEゾーン事業共同施設整備費補助金交付要綱第18条第2項の規定により申請します。

記

事業位置 (地名地番)	大阪市
申請区分	<input type="checkbox"/> 共同施設設計費 <input type="checkbox"/> 共同施設整備費
事業内容	
完成年月日 (処分制限期間)	平成 年 月 日 (処分制限期間 年)
総事業費	金 円
補助金交付決定額	金 円
補助金確定額	金 円
補助金精算額	金 円
自己負担額	金 円
処分区分・目的	
処分の相手方・ 処分後の管理	
処分の対価	金 円 (目的外使用及び貸付けにより発生する収益も記載すること)